



ヲミテ益難カラシム

官板一所ハ文學藝術ノ為ニ有益ナル所以ハ即官板所ハ書並
歐洲亞細亞各國ニテ用ル種々ノ文字ノ活字ヲ有スルヲ以テ何
國ノ語ヲ以テ記シタル著述書ニテモ皆之ヲ刊行スルヲ得ルナリ
政府ニ於テ屢官板所ヲミテ著述者自ラ刊行スル能ハザル
著述ヲ刊セシムルアリ然レ如何ナル場合ニテモ司法卿ノ免許
ナケレバ官板所ニテ人民ノ為メニ書ヲ刊行スルヲ得ズ
先汎言スル時ハ官板所ハ左ノ數事ニ任セラル、者ナリ

才一 法書ヲ刊スル

才二 皇帝ノ官房、諸議院、諸省、及諸省ニ屬スル諸支

配ノ公務ノ為メ必用ナル刊板ヲ為ス

方今佛國ノ官板所ハ支配官一人司法卿ノ監察ヲ受ケナガラ
之ヲ掌管ス

官板所支配官ハ六人ノ事務長ノ輔佐ヲ受ク事務長六人
各職務トスル所アル左ノ如シ

官板所ノ掌管ニ任セラル者事務長一人

鑄造、刊板、石刻等ノ工業ニ任セラル者事務長

一人

官板所ニテ刊シタル法書及ソノ他ノ諸書ヲ發送
スルヲノ監察ニ任クル者事務長一人

ツグツグノ説

大輔 大輔 相
師 幸 各 頭

會計ノ監察ニ任ズル者事務長一人

物品及ヒ金銀ノ會計ニ任ズル者事務長一人

官板所内ノ事務ノ監察ニ任ズル者事務長一人

支配官 一人 年給一万五千フラン

副支配官 一人 年給三千三百フラン

事務検査官 一人 年給四千三百フラン

医官 一人 年給二千フラン

事務長及會計官 二人 年給五千三百七十フラン

事務副長 一人 年給四千三百フラン

薪及夜燈費

金龍堂

校正及校正長 一人 年給五千フラン

校正課三等コガツ年給二千二百フラン

四人 年給二百フラン

東洋諸國語刊行検査人 一人 年給二千五百フラン

同校正 一人 年給二千二百フラン

工員長 一人 年給三千三百四十フラン

官板所建造物検査人 一人 年給三千八百フラン

紙藏検査人 一人 年給二千五百フラン

工人副長 一人 年給二千五百フラン

コシハル 一人 年給三千四百フラン

一級ノ上ノ官ノ
シ命ヲ受テ事務執ル者

「コウニアラ・レパール」
津テ諸者ヨリ
証文ヲ受ル者 〇三千〇〇〇

「コウニ」
簿記 〇千八百〇〇〇

「コニス」
ガレヨチール 〇千九百〇〇〇

「物品出納課」
四人 〇千八百〇〇〇

「ホムデニエリス」
カ使類十二人 〇千四百〇〇〇

一千八百七十一年同國官版所ノ會計

入金 五百六十四萬 フラニク

出金 五百五十八萬七千五百五十七 フラニク

残り即益金 五萬二千二百九十五 フラニク

但此官版所ノ元金三百萬フランニシテ
金花堂
ナリト云フ